

<営業秘密及び個人情報等の守秘義務>

第1条（総則）

加盟店は、株式会社日本決済情報センター（以下「当社」といいます）が提供する決済サービス、及び決済サービスに附帯するサービス、商品等（以下「決済サービス等」といいます）に関する契約を締結し、決済サービス等に関する業務を行う場合には、本規約の各条項に定める営業秘密及び個人情報等の守秘義務（以下「本規約」といいます）を遵守するものとします。なお、本規約は当社、及び加盟店の間において締結する全ての契約（現在、及び将来の契約、覚書等を含むものとし、それらを総称して、以下「各契約等」といいます）に対して適用されるものとします。

第2条（営業秘密等の守秘義務）

1. 加盟店は、営業秘密等を当社の事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。但し、以下の何れかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれないものとします。
 - （1）当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - （2）当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった情報
 - （3）当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報（守秘義務の制約の下で相手方から開示された情報を除きます）
 - （4）当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法、且つ、正当に開示を受けた情報
2. 前項の営業秘密等には、当社より加盟店宛に提供する事務連絡票の情報等が含まれるものとします。
3. 加盟店は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等（以下「漏洩等」といいます）することがないように必要な措置を講ずるものとし、当該情報の漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、各契約等が終了した場合、当社に従い返却、又は廃棄するものとします。
5. 本条の定めは各契約等の終了後も有効とします。

第3条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
 - （1）当社及び加盟店間において、ペーパー又はMT等を媒介にオフラインで交換される会員の個人に関する情報
 - （2）加盟店が当社から直接受け取った会員の個人に関する情報（申込書等）
 - （3）当社を経由せず、加盟店が受け取った会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - （4）決済サービス等を利用することにより加盟店のホストコンピュータに登録される会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）

3. 加盟店は、個人情報漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、当社の支配が可能な範囲を除き個人情報の漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、各契約等が終了した場合は、速やかに、当社に返却するものとします。但し、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却、又は廃棄するものとします。
5. 本条の定めは各契約等の終了後も有効とします。

第4条（第三者委託に伴う個人情報等の取扱い）

1. 加盟店は、決済サービス等に関わる業務処理を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとし、以下同じ、以下、この委託を受けた第三者を「委託先」といいます）には、当社の事前の承認を得た上で、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し、委託先に本規約における加盟店と同様の機密保持義務、及び個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。但し、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本規約上の加盟店の義務、及び責任は一切、免除、又は軽減されないものとします。委託先は加盟店の履行補助者であり、委託先の行為、及び故意・過失は、加盟店の行為、及び故意・過失とみなすものとします。
2. 本条の定めは各契約等の終了後も有効とします。

第5条（個人情報の安全管理措置）

1. 加盟店は、個人情報管理責任者を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店及び委託先における個人情報（決済サービス等における会員番号等を含み、本規約において以下同じ）の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、委託先の監督等適切な措置を講ずるものとします。
2. 加盟店は、売上票、売上データ等、それらに記載、又は記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとします。また、加盟店は、決済サービス等における売上票の加盟店控えを自己の責任において厳重に保管管理するとともに個人情報を抜き取るための装置等を接続、又は設置されないよう自己の責任において管理するものとします。
3. 加盟店は、個人情報を会員（又は顧客）に公表、又は通知した以外の目的に使用し、又は、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、速やかに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータ、その他、サーバの脆弱性を含むがこれに限られません）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要、且つ、合理的な指導を行うことができるものとし、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとします。この指導は、以下のものを含みますがこれに限られません。但し、当社による指導は、加盟店を免責するものではないものとします。
 - (1) 外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータ、その他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善
 - (2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティコード(CW2・CVC2)、又は当社が指定する情報の廃棄徹底

第6条（第三者からの申立）

1. 個人情報の漏洩等に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、当社に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき、当社に全面的に協力するものとします。
2. 前項の第三者からの当社に対する申立が、第3条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含みます）を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を速やかに支払うものとします。
3. 本条の定めは、各契約等の終了後も有効とするものとし、営業秘密及び個人情報等の漏洩等に関し、第三者から加盟店、又は当社に対する損害賠償等の申立がされた場合に準用されるものとします。

第7条（損害賠償）

本規約に基づく情報管理を加盟店が怠ったために当社に損害を与えた場合、当社に生じた損害（逸失利益、機会損失は除きます）を賠償するものとします。

第8条（その他）

本規約の条項の規定が、加盟店が当社と締結する各契約等の各規約に抵触する場合には、当該各規約に規定する条項を優先するものとし、特段の定めがない場合には、本規約に規定する条項が優先するものとします。

以 上

2020年10月24日制定